



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business



職場におけるミャンマーの文化を尊重しましょう



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



## ミャンマー投資委員会(MIC)について

ミャンマー投資委員会(Myanmar Investment Commission; MIC)は政府によって任命された組織であり、投資家による投資計画を確認、承認し、セクター特有の開発に資する通達を発出する責任を与えられています。2016年に制定された現在の投資法では、以前に比べてMICの承認を必要とする投資計画の対象が限定され、それに伴って新しく「エンドースメント」という迅速に承認される制度が作られました。MICは投資法(2016年)に基づいて組織され、MICの委員には関係する省や局などの政府組織、及び非政府組織の代表や有識者が任命されています。

### MICの目標

- 連邦議会によって定められた投資法に沿って投資家を保護する
- 自然環境を守る
- 社会的影響を非常に重要視する
- 透明性や説明責任といった企業会計に関する国際基準に沿った会計監査を実施する
- 雇用機会を創出する
- 労働法遵守を促進する
- 企業の社会的責任を支援する
- 技術移転を行う



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business

## 投資・対外経済関係省

投資・対外経済関係省は、国際的・地域内・地理経済に係る状況や、国内外のビジネスと投資の増加、ミャンマーの投資環境に対するイメージの改善、起業機会の迅速な創出、ASEAN域内における地域経済協力、大メコン圏、BIMSTEC、そして国連や国際機関との社会経済開発プログラムへの協力に関して、国家、及び国民の要求を満たすために組織されました。

### ビジョン

ミャンマーの社会経済的発展に寄与することを目的に、政府機関、関連組織、及びパートナー間の協力・協調を促進するために不可欠な組織になること。

### ミッション

- ・ 国際開発援助、並びに、経済・技術協力を確保するために、政府と開発パートナーの国々や関連組織間の協調を図る。
- ・ 国際開発援助を効果的に活用するための中心的役割を果たす。
- ・ 地域および小地域の経済協力および統合に関し、国の中心的役割を果たす。
- ・ 国の人材育成を支援する。

### 政策

- ・ 国の社会経済的発展に寄与する国際社会からの開発援助（ローン、助成金および技術支援など）の活用機会を増やし、且つ効果的に利用すること。
- ・ 政府、開発パートナー、および関連組織間の経済・技術協力に関し、体系的かつ効果的な協調を進めること。
- ・ 国の人材育成を支援すること。



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business

## 投資企業管理局(DICA)について

投資企業管理局(Directorate of Investment and Company Administration; DICA)は、1993年10月13日にミャンマーにおいて、市場経済に係る制度確立のための政策の一環として設立されました。

企業と政府を結ぶ橋渡し役として、DICAは良好な投資環境を整備することによって民間セクターの発展を促し、国内外からの投資を促進することをマニフェストとしています。DICAは以下のような役割を担っています。

1. 投資及び企業を管理・監督する役割
2. 企業の登記所としての役割
3. 投資促進機関としての役割
4. ヤンマー投資委員会(MIC)の事務局としての役割

更にDICAは、二国間の投資促進及び投資保護に関する協定の草案を策定・交渉・承認すると共に、ASEANの投資に関連するすべての事項(例えば、ASEAN包括的投資協定、二国間ASEAN投資協定)に係る担当部局としての責任を担っています。

## DICAの目標

- 投資を振興すること(ミャンマー企業や市民による投資及び海外からの投資)
- 民間の起業家精神を促進すること
- 地域及び国際的な経済協力に参加すること
- 組織的な枠組みを整備すること

## DICAのモットー

民間セクターの協力者であり、国家経済の開発の担い手であること

DICA事務所の連絡先はAnnex 1を参照



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business

## ミャンマー・センター・フォー・レスポンシブル・ビジネス (MCRB) について

MCRB (Myanmar Centre for Responsible Business)は英国、オランダ、ノルウェー、スイス、アイルランド政府の資金提供によりInstitute for Human Rights and Business (IHRB)とDanish Institute for Human Rights (DIHR)によって2013年に設立されました。

MCRBは、ミャンマー全国に責任あるビジネスを推進していくことを目的に、企業・市民社会・政府・有識者・その他関係者間における知識の共有、能力向上、対話促進のための公平・公正なプラットフォームの場の提供に努めています。

Myanmar Centre for Responsible Business

住所： 6(a) Shin Saw Pu Road,  
Kayin Chan quarter,  
Ahlone Township,  
Yangon,  
Myanmar

Eメール： [info@myanmar-responsiblebusiness.org](mailto:info@myanmar-responsiblebusiness.org)

ウェブサイト：[www.myanmar-responsiblebusiness.org](http://www.myanmar-responsiblebusiness.org)又は[www.mcrb.org.mm](http://www.mcrb.org.mm)



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business

## 謝辞

この手引きはLiya Mo (MCRBの短期コンサルタント)とMCRBのVicky Bowman, Inga Makusheva, Phyu Phyu Zinの協力によりDICAとMCRBが作成したもので、ホテル観光省が発行している「Do's and Don'ts for Tourists in Myanmar」にヒントを得たものです。

この手引きをDICAと共同で作成するにあたり、DICAから頂いた協力、助言、忍耐力に感謝します。加えて、この手引きの作成過程でインタビューに時間を割いてくださり、原稿に対して非常に貴重な意見くださった方々全員に感謝いたします。また、ミャンマー人のユーモアと楽しさのセンスを生かしてメッセージ性をより高めるようイラストを提供してくださった、ミャンマー随一の漫画家であるAw Pi Kyeh氏の協力を得ることが出来たことを光榮に思っています。

また、このガイドの日本語訳にご協力頂いた日本貿易振興機構(ジェトロ)ヤンゴン事務所とJICA専門家の上田隆文氏、制作についてアドバイスを下さった北川真知子氏にも、大変感謝申し上げます。

ジェトロは、日本と諸外国の貿易・投資を促進する日本の政府機関です。

ジェトロについて知りたい方は、下記のサイトをご覧ください。

[www.jetro.go.jp](http://www.jetro.go.jp)

# JETRO

Japan External Trade Organization

© 2019 Directorate of Investment and Company Administration (DICA) and Myanmar Centre for Responsible Business (MCRB).

Published by MCRB. All rights reserved. MCRB は出典が表示され該当部分を含む出版物のコピーが上記の住所に送られることを条件に、この出版物の一部を複製することを無料で許可します。この出版物を翻訳する場合は上記住所に許可を申請してください。



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business

## タウンシップ投資・対外経済関係省大臣



2018年11月、私は、光栄なことに新しい省を率いる役目を拝命しました。係る省は、ミャンマーのビジネス環境を改善し、外国投資に対する開放姿勢を強調する国の政策に関し、より広く国際的視点を確保していくための省です。

新しい省である投資・対外経済関係省は、国際開発援助、並びに経済・技術協力を担保する意味で、政府、開発パートナー諸国、および関連機関の投資関連事項の協調を支援します。

ミャンマーが開発の道を歩み続ける中で、官民の連携が「ミャンマー持続可能な開発計画」(Myanmar Sustainable Development Plan)の成功にとっての要です。の計画は、社会経済開発を促進するための政府の政策戦略と行動計画を定めたものです。ミャンマーの投資家は、雇用の創出、利益の再投資、税金の支払い、及び、人的資本の開発に関して重要な役割を担っています。投資・対外経済関係省はこれらに関して投資家を支援することを約束します。しかし企業が責任あるビジネス活動に従事しない限り、私たちは持続可能な経済成長と人間中心の発展を達成することはできません。

ミャンマー政府は「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に従って、適用法の下での義務を全うすることに加えて、ミャンマーに投資する企業が人権を尊重することを期待しています。「国連ビジネスと人権に関する指導原則」は2011年に国連にて満場一致で採択され、その後OECDの「責任ある企業行動に関する多国籍企業のためのガイダンス」を含む他の多くの規範に組み込まれました。企業にとって、「人権を尊重する責任」とは、従業員、サプライチェーン上の労働者、投資家、消費者、そしてミャンマー社会全体で影響を受ける可能性のあるコミュニティの権利を尊重することを意味します。

誰かの権利を尊重するための最善の方法は、彼ら/彼女らの話に耳を傾け、彼ら/彼女らとエンゲージすることです。このガイドブックは主に外国人の管理者を対象としていますが、この中に含まれるメッセージはすべての人にとって重要です。互いを尊重し合い、多様な人材・考え方が認められる職場は常に生産性が高く、従業員の離職率が低くなります。多様な文化や伝統を尊重することは、持続可能な平和も含め、私たち政府のより大きな目標に貢献することにもなります。私たち全員がこのガイドブックから学びを得ることができると私は信じています。地元の人々の声に耳を傾け、そこから学ぶことは、紛争を防ぎ、ビジネスの成功に貢献するでしょう。

タウンシップ  
投資・対外経済関係省大臣

## アウン・ニン・ウー投資・対外経済関係省事務次官による前書き



ミャンマーは、責任ある外国投資、及び諸外国が有する知見を歓迎します。責任ある投資は、尊重されるべき投資の考え方です。この冊子は、ミャンマーで仕事をする諸外国の方々にミャンマーの文化を重んじ、文化的な誤解によって起こり得る仕事上の問題や、地域のコミュニティとのトラブルを避けることに役立てていただくために作成したものです。知らず知らずのうちに部下や地域社会の人々を侮辱したために、会社や組織にとってとても大きな問題に発展することがあります。もしミャンマーに来てビジネスをしようとしている外国の皆さんに私達の文化や慣習を学んでいただければ、その会社がミャンマーでビジネスを行う上での「ソーシャル・ライセンス」を得ることに役立つでしょう。DICAは、投資家や民間企業の方々にこの冊子を活用して欲しいと考えていますが、この冊子は国際機関やNGOの外国人のスタッフにも役に立つことと思います。

ミャンマーは多様な民族の文化、言語、宗教からなる国ですから、この手引きですべてを網羅することはできません。ミャンマー投資法(2016年)では65条(a)項で、投資家は「連邦内の各民族の習慣、伝統、及び文化を尊重及び遵守しなければならない」としています。地域の文化を理解し尊重することは、鉱業、水力発電、道路建設などの様に、遠隔地で行う事業では特に重要です。

少数民族が住んでいることが多い遠隔地では、地域のコミュニティは非常に伝統を重んじる場合があります。そこでは、通常ミャンマーの文化とは異なった、地域の信仰に根差した文化的なタブーや、神聖な場所、習慣が存在することがあります。企業は、そのすべての業務、すべての従業員や協力企業が地域コミュニティの権利と、伝統的な土地保有権も含め、地域の文化を確実に尊重するようにしなければなりません。

実際、文化に関する訓練プログラムの実施や行動指針の策定は、地域コミュニティと良好な関係を築くために環境管理計画に含めるべき項目であると共に、地域での信頼関係を築く良い方法の一つです。

この手引きは互いへの敬意と理解を醸成することについて書かれているもので、法律的に求められているものを示したものではありません。しかし、投資家の皆さんには、労働、安全衛生、環境保護に関するものも含めて、ミャンマーの職場に関連する様々な法律も熟知していただかなければなりません。そのため、この手引きの後の方にこれらに関する情報源のリストを掲載しました。



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business

最後に、MCRBがこの手引きを作成するに当たり、MICとDICAからの支援に対し感謝します。この冊子がミャンマーにおける成功的、且つ責任ある投資の実現に貢献し、それによって投資家、並びに我が国と我が国のすべての人々にとっての共有価値が生み出されることを信じます。

**投資・対外経済関係省事務次官  
アウン・ナイン・ウー**



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business

## ボックス1:ミャンマーの遠隔地のコミュニティにて事業を行う際の注意点

### ボックス1:ミャンマーの遠隔地のコミュニティにて事業を行う際の注意点

遠隔地で事業を行おうとしている会社は地域コミュニティの文化、伝統、好むこと・好まざることを調べておかなければなりません。その地域の言葉を理解できる通訳を介して、会社が進出することや従業員の行動について地域の人達が何か心配していることがないかを話し合い、必要な場合には男性達のいない場で地域の女性達の意見を聞いておくことが重要です。コミュニティの人達は外国人だけではなく、ミャンマーの他の地域の人達が入ってくることに懸念を抱いているかもしれません。会社は、地域のコミュニティの人達との対話の場を持ち、地域住民が不満や苦情を訴えることができる効果的な方策を提案しておく必要があります。

また、建設や探査のための仮住まいのような遠隔地のサイトでは、会社は従業員に対して、地域の文化を尊重するよう事前の説明会を開催し、行動指針を作っておくと良いでしょう。この指針は、コミュニティと話し合って策定すべきものです。現場責任者は外国人、ミャンマー人を問わず、協力企業も含めてすべてのスタッフが現地到着前、或いは直後に研修を受け、行動指針を守るよう誓約書に署名するなど、確認しておく良いでしょう。地域コミュニティのメンバーに地域の文化に関する研修を行ってもらうことは、その会社が地域の信頼を得るための良い方法の一つです。

文化に関する研修には以下のような項目を含むと良いでしょう。

- 地域の地形、社会経済的な状況、政治体制、歴史、文化、慣習、宗教、地域のタブー、祭りなどの催し物に関する情報
- 従業員が地域特有の 이슈や注意点について学ぶための対話形式の学習機会の提供(例: ロールプレイ、自己振り返り、グループディスカッションやグループ活動)
- 研修参加者自身が持つ文化的規範が、どのように地域の文化的規範を理解する際に影響を与えているかを振り返り考えること



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business

### ボックス1:ミャンマーの遠隔地のコミュニティにて事業を行う際の注意点

- 従業員が近寄ってはならない、文化的に重要な場所
- 働く地域において、社会的に求められる言動や、文化的に不適切で避けるべき行動の説明
- 地域コミュニティにとって重要とされる文化的な習慣の説明
- 地域内の有形の文化遺産の特徴の紹介
- 地域の言語の基本的なフレーズの指導
- 従業員が地域コミュニティのメンバーと 会って話しをする機会の提供
- 地域コミュニティで行われるパフォーマンスや食事会などの紹介

行動指針には、地域の許可を得ない限り先祖を祭るものなど神聖な場所を含む土地に許可なく立ち入ることはしないこと、このような場所やその近くでのアルコールの摂取は控えること、性的サービスの対価として地域住民にお金を払ってはならないこと、或いは、どのような形であれ性的搾取に関与してはならないこと、許可なく動植物の狩猟・採取・収集・所持を行わないこと、考古学的または神聖な遺物や工芸品を購入・所持しないこと、といった項目を含めても良いでしょう。

以上は、Sustainable Development Knowledge Network (Spectrum)より入手可能な「Why Cultural Heritage Matters(なぜ文化的遺産が重要か)」リオテイント、P.65ボックス9より抜粋。(ミャンマー語)



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business

## CONTENTS

	Foreword	8
I	挨拶と言葉	13
II	ボディランゲージと身体的な接触	19
III	服装	28
IV	飲食	35
V	慣習と行事	41
VI	人間関係・職場での慣習	50
A	Annexes	
A1	DICA事務所の連絡先	58
A2	責任ある投資に関する情報の所在	60



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business

# I

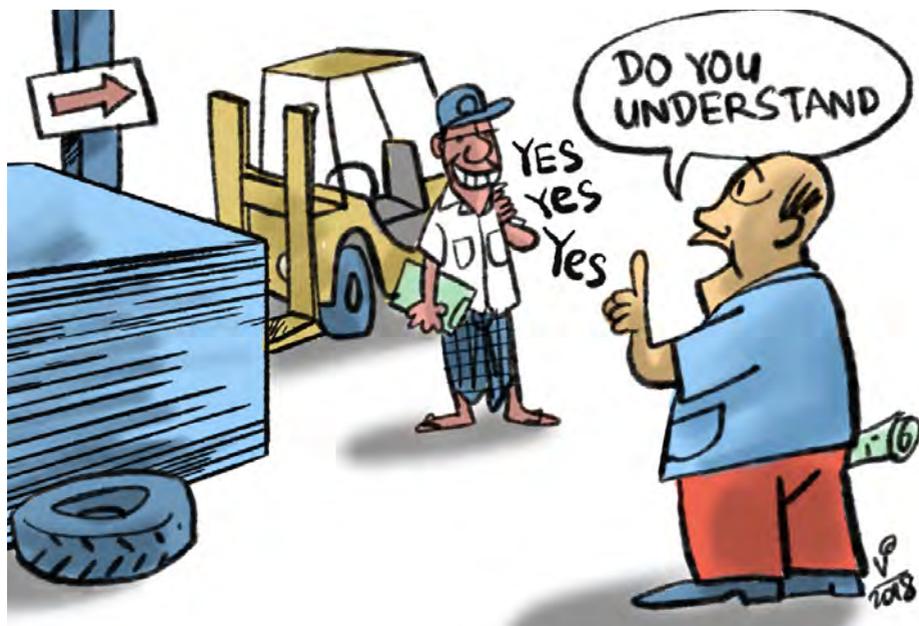
## 挨拶と言葉



ミャンマーでは年齢や肩書きにより、敬称を使い分けます。男性には「ウー（年配の方）」または「コー（男性への敬称及び少し年上の方）」、女性には「ドー（年配の方）」や「マ（女性への敬称及び少し年上の方）」を名前の前に付けます。例：ウー・アウン・シュウエ。判断が難しい相手（特に政府関係者）には「ウー」または「ドー」を使うとよいでしょう。学識のある相手で名前が覚えられない時は、先生という意味にあたる「セヤ（男性）」「セヤマ（女性）」と呼ぶこともできます（少数民族地域によりこの表現は異なります）。



簡単なミャンマー語を覚えましょう。例：ミンガラーバー（こんにちは）、チェズティンバーデー（ありがとうございます）、ネェカウンラ？（お元気ですか？）、ネェカウンバーデー（元気です）、トワメノウ（さようなら/もう行きます）



重要なメッセージを伝えたい時には、あなたが言ったことが相手に理解されているか確認しましょう。多くのミャンマー人は、言われたことを理解していない場合でも、理解していないと伝えることを快く思わないケースことがあります。重要な事柄が正確に伝わっているか確認するために、「どんな情報が必要ですか?」「どのように進める予定ですか?」など質問の仕方を変えて、正しく相手に伝える工夫をしましょう。



挨拶やお礼などで合掌をするのはやめましょう。合掌は僧侶へ敬意を払うために使われており一般人に対しては行いません。



ビジネス上での挨拶は会釈または握手が一般的です。女性の中には握手を好まない方もいますので、相手の出方を見て合わせましょう。笑顔と会釈だけでも問題ありません。



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business



# ボディランゲージと身体的な 接触



頭は、体の中でも神聖な部分だと考えられています。他人の頭部、頬、髪の毛に触れること、頭上で物の受け渡しなどを行うことは無礼にあたりますので行わないでください。



目上の方または僧侶の前を遮る際には、軽く頭を下げて通過するのがマナーとされています。



ぶつかってしまった時や目の前に腕を伸ばす時などは「ガドー（すみません）」や「ガドーノウ（少しカジュアルな表現）」などと声をかけましょう。



足で人や物を指すことは大変無礼にあたりますのでやめましょ  
う。足は体の中でも一番低い場所なので不純と考えられています。  
す。



物を渡す時は決して投げたりせず、左手を右腕に添えるか両手で丁寧に渡しましょう。



バケツや桶に直接足を入れてはいけません。足を洗う場合は水をすくって足にかけましょう。



ミャンマー人は話を聴く際に腕を組むことがありますが、これは敬意を払うポーズとされています。



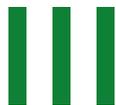
本や印刷物(特に宗教的な資料)は決して踏んではいけません。  
知識に対する冒瀆とみなされます。



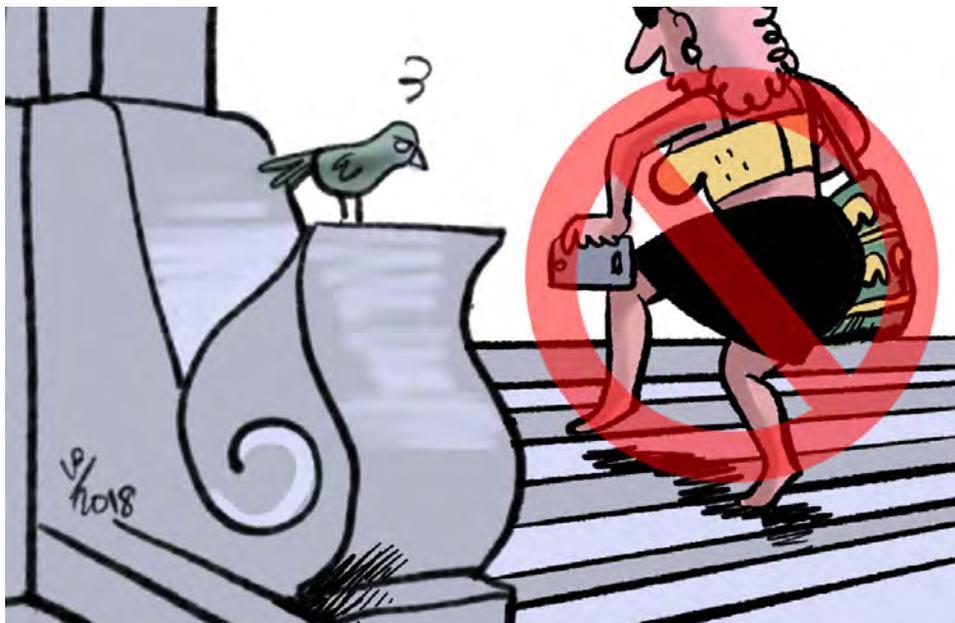
Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business



服装



服装に関してもミャンマーは非常に保守的です。特に女性の場合はスカートの方にご注意ください。宗教施設では膝や肩が露出しない服装にしましょう。



オフィス内は土足であがって良いか確認してください。宗教施設や自宅などでは靴を脱ぐのが風習で、演台などにあがる際に靴を脱ぐ人もいます。



取り扱い製品の衛生上、タナカ(Thanaka)を顔に塗ることが禁止される場合は、女性従業員に事前通知や説明を行ってください。(タナカは木の天然化粧品で頬などに塗る黄土色のペーストです)



制服や職場での服装規定は現地スタッフと相談の上、決めましょう（例：膝丈またはくるぶし丈のスカートが良いかなど）。また、膝上丈のスカートやハイヒールなどの制服を強制しないようにしてください。



職場での服装はカジュアルな場合が多いですが、政府機関へはビジネススタイルで訪問してください。その場合でも、ジャケットは必要ありません。



ミャンマー人は外国人がミャンマー式の服を着ることを喜びます。例えば、腰で巻いて着るロンジー（男性は“バソー”、女性は“タメイン”と呼ばれる腰布）などを着てみましょう。



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business

# IV

## 飲食



飲食物を勧められた場合、「チーズバ(ありがとう)」や「チーズティンバーデー(ありがとうございます)」などと言って素直に受け取るのが礼儀とされています。





ミャンマーでは、同僚との食事は仕事の一部ではなくプライベートなものと考えられています。



多くのミャンマー人(特に女性)はお酒を飲みません。仕事で大量の飲酒が絡むイベントや催し物の開催は避けましょう。



ミャンマーの人々はお昼時間を大切にします。午後12:30を超える会議の設定は極力避けましょう。



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business

V

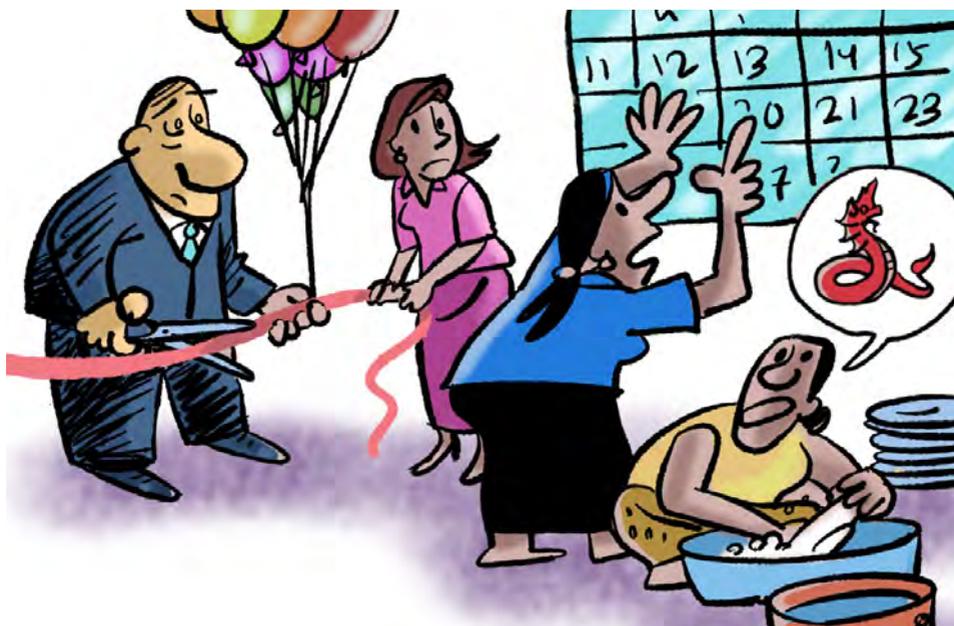
# 慣習と行事



ミャンマーの文化や慣習を笑ったり、嘲るようなことはやめましよう。



仏像や仏教絵画の前で軽率なポーズで写真を撮るのはやめましょう。



ミャンマーの人々は、縁起の良い日を大切にします。オフィス行事（事務所開きなど）の日程を決める際に考慮しましょう。



僧侶を招き事務所開きの行事を行う際は、僧侶の昼食を午前11時頃(12時前に昼食を終えるよう)に提供してください。また、客人は僧侶の食事が終わるまで昼食を待ちます。



職場内に様々な民族グループや宗教信者がいることに配慮し、それぞれの祝日を尊重しましょう。国で定められた祝日に加え、仏教の祝日、クリスマス、バクリ・イード(イスラム教犠牲祭)、ディワリ(ヒンドゥ教の新年)などにも配慮してください。



例年10月と11月の満月日にあたるタディンジュ(Thadingyut)とタザウンダイン(Tazaungdaine)の間は僧院(kahtein)へ共同寄付をしたり、年配の親戚や上司を訪問する風習があります。通常、親戚間では年上がお小遣いを渡しますが仕事関係の場合は渡さなくても問題ありません。



一部地域では、従業員が満月の日に休むことを希望する可能性があります。またミャンマーでは、仏教上、7月から10月の間は雨安居と呼ばれ、平日を安息日として祝日扱いとし、代わりに休日を就労日とする場合があるかもしれません。これらについては、業務に支障の出ない方法を従業員と相談して決定してください。



宗教上の理由や行事参加のための有給申請は、業務へ支障のない範囲で可能な限り許可しましょう。コミュニティ単位での冠婚葬祭への参加はダイェ ナイエ(Tha-ye-na-ye)と呼ばれるミャンマーの大切な風習です。



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business

# VI

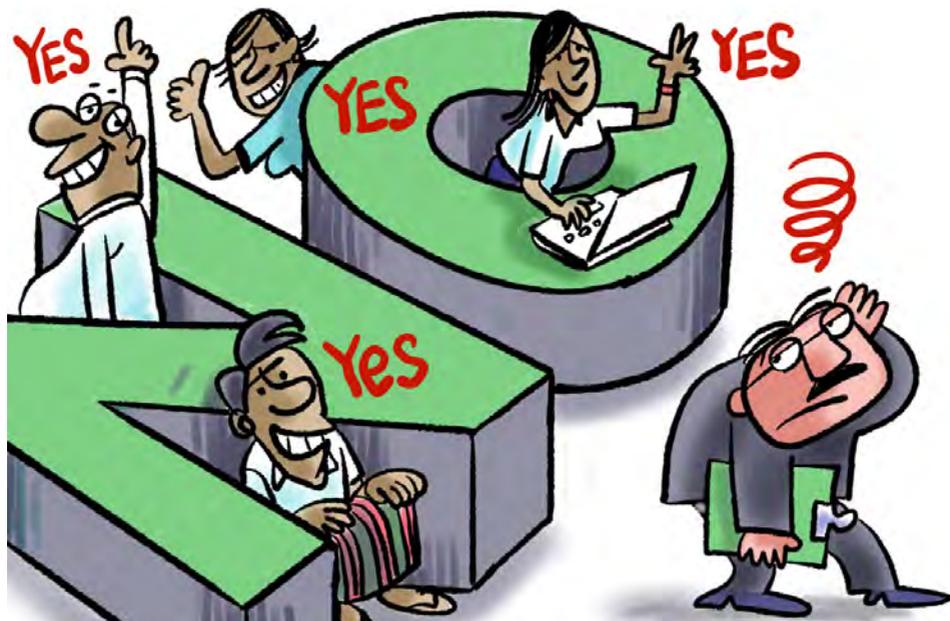
## 人間関係・職場での慣習



ミャンマーには相手を気遣う「アナデー」という考え方があり、相手を傷つけないように本音を隠す感覚が根付いています。このため、多くのミャンマー人は本心では怒っていても笑顔を見せます。



特に人前でミャンマー人スタッフを叱ったり声を荒げたりしないでください。怒るという行為は弱さとして見られますので叱られたスタッフ共々、面子を失うことに繋がります。



Yesの言葉を鵜呑みにしてはいけません。ミャンマーの人々は、相手の面子を潰さないようにNoと言わない場合があります。



ミャンマーでは相手の収入を聞くことは失礼にあたりません。その為、ミャンマーの給与体系は明瞭だといわれています。



ミャンマーには様々な民族や信仰が存在します。職場内の多様性について学び、特定の信仰や慣習に対する差別がないか確認をしましょう。



ボーナス制度について法的規定はありませんが、雇用者によっては被雇用者に13カ月目の給与や、クリスマスまたはティンジャン (Thingyan) にプレゼントを渡したり、社員旅行や食事会など様々な方法で社員を激励することもあります。



ミャンマーでは安全に対する知識や理解が非常に低いです。研修や報酬などを用いて安全対策に関する社員教育を行う必要があります。



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



## ANNEX 1: DICA事務所の連絡先

### **Head office Yangon**

No.1, Thitsar Road,  
Yankin Township, Yangon  
Phone: 01 658103

### **Naypyitaw Branch**

Office No.32, Nay Pyi Taw.  
Phone: 067 406124, 067 406166

### **Mandalay Branch, Mandalay Region**

Corner of 26 Street & 84 Street,  
North of Zaycho Building, Third Floor,  
Chanayethazan Township, Mandalay.  
Phone: 02 4086661  
Fax: 02 4086660

### **Patheingyi Branch, Ayeyarwaddy Region**

OSS office, Myat Toe Ward, Patheingyi  
Phone: 042 29256, 042-29258

### **Dawei Branch, Tanintharyi Region**

Combined Office, San Chi Quarter,  
Dawei Township  
Phone: 059 22230  
Fax: 059 22233

### **Hpa-An Branch, Kayah State**

Kayah State Ministers' Office, Thu Da  
Nu Street, Hpa-An Township  
Phone: 058 22749  
Fax: 058 22750

### **Loikaw Branch, Kayah State**

Compound Office of District, U Ni  
Street, Daw U Khu Quarter, Loikaw.  
Phone: 083 2224184, Fax: 083 2224185

### **Sittoung Branch, Rakhine State**

Government Office Compound, May Yu  
Street, Ball Lone Kwin Quarter, Sittoung  
Township, Rakhine State  
Phone: 043 2024528  
Fax: 043 2024529

### **Yangon Branch Office and One Stop Services (OSS) Branch, Yangon Region**

Plot No.49, Myay Taing No. 85/  
KanBae, Sein Lae May Lane, Kabar Aye  
Road, Yankin Township, Yangon  
Phone: +95-01-658263  
Fax: 01 658264

### **Taunggyi Branch, Shan State**

Yone Gyi Street, Thit Taw Ward,  
Compound of the Shan State  
Government Office, Taunggyi.  
Phone: 081 2124293  
Fax: 081 2124974

### **Mawlamyaing Branch, Mon State**

Compound of Mon State Government  
Office, Yone Gyi Street, Panpattan  
Ward, Mawlamyaing, Mon State.  
Phone: 057 2023395  
Fax: 057 2023385

### **Monywa Branch, Sagaing Region**

Compound Office of District  
Administration Committee, Yone Gyi  
Road, Yone Gyi Quarter, Monywa  
Phone: 071 26274



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business

## ANNEX 1: DICA事務所の連絡先

### Bago Branch, Bago Region

Bago Regional Ministers' Office,  
Taungoo Street, Yone Gye Quarter,  
Bago Township  
Phone: 052-2201747  
Fax: 052-2201748

### Magway Branch, Magway Region

Combined Office, Pyi Taw Thar (1)  
Street, Pyi Taw Thar Quarter, Magway  
Township  
Phone: 063 28748  
Fax: 063 28748

### Myitkyina Branch, Kachin State

Government Office Compound, Yone  
Gyi Street, Ayar Quarter, Myitkyina  
Township, Kachin State  
Phone: 074 2524201  
Fax: 074 2520103

### Hakha Branch, Chin State

Compound Office, Zay Thit Quarter,  
Hakha Township, Chin State  
Phone/Fax: 070 21323



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business

## ANNEX 2: 責任ある投資に関する情報の所在



Website of the Ministry of Investment and Foreign Economic Relations (MIFER)

[mifer.gov.mm](http://mifer.gov.mm)



Website of the Directorate of Investment and Company Administration (DICA)

[www.dica.gov.mm](http://www.dica.gov.mm)



Website of Myanmar Companies Online (MyCo)

[www.myco.dica.gov.mm](http://www.myco.dica.gov.mm)



ILOミャンマー労働法ガイド

[www.ilo.org/yangon/publications/WCMS\\_626734/lang--en/index.htm](http://www.ilo.org/yangon/publications/WCMS_626734/lang--en/index.htm)



Website of the Myanmar Centre for Responsible Business (MCRB)

[www.mcrb.org.mm](http://www.mcrb.org.mm)



Ministry of Investment and Foreign Economic Relations



Myanmar Centre for  
Responsible Business



This document has been printed with funding support from the Japan International Cooperation Agency (JICA). The views expressed in this publication do not necessarily reflect the views of JICA.

